⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。
⑼　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。
⑽　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hareaki Seki, Director, National Hospital Organization Iwaki Hospital
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of mechanical facilities for National Hospital Organization Iwaki Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. August 26, 2016
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 1 : 00 P.M. October 4, 2016 (Tenders delivered by mail 5 : 00 P.M. October 3, 2016)
⑹　Contact point for the notice : Takeo Nochi, Task Leader, National Hospital Organization Iwaki Hospital, 291 Todoro Toyoma Taira Iwaki-shi Fukushima-ken 970―0224, Japan. TEL 0246―55―8261 ext. 203

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年8月10日
東京地下鉄株式会社　工務部長　武藤　義彦
◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
○第25号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東西線日本橋駅改良建築・土木工事
⑶　工事場所　東西線日本橋駅；東京都中央区日本橋1丁目3番11先
⑷　工事内容　乗降場（軌道内を含む。）、広間、通路、出入口上家、地下各室等の床・壁・天井及び給排水給湯衛生設備、屋内消火栓・スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の撤去改良及び床スラブ撤去・改良を行う。（施工面積：約12,000㎡）
⑸　工期　契約締結の日から77か月間
⑹　使用する主な資機材
建築工事　床材；約12,000㎡、天井材；約12,000㎡
土木工事　鉄筋コンクリート；約80㎥
⑺　この工事は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥ実施対応工事である。
⑻　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、3⑶の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。）による単体又は有資格者で構成する2者又は3者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者でないこと。
⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。
⑶　建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑸　次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後3年を経過していない者でないこと。
ア　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は資機材の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。
ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。
エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
オ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げたこと。
カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。
キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。
ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。
ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。
コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。
サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
⑺　会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められたものであること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、3⑴に示す場所に申請すること。
⑻　⑺の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求による総合評定値通知における、直近の建築一式及び土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。
⑼　平成18年4月以降に、市街地における都市鉄道地下駅の乗降場を含む建築工事のうち、延床面積3,000㎡以上の工事及び市街地における都市鉄道営業線トンネルの改良工事のうち、鉄筋コンクリート構造物の解体を実施した工事の施工実績（公告時点で完成したものを含む。）を有すること。なお、共同企業体による施工実績については、共同企業体の代表者として参加する者は出資比率20％以上、代表者以外の構成員として参加する者は出資比率15％以上のものに限る。
⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者及び施工責任者を当該工事に専任で配置できること。
ア　建築工事の監理技術者は1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者であって、⑼に掲げる建築工事の経験を有する者であること。なお、延床面積は問わない。
イ　土木工事の監理技術者は1級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であって、⑼に掲げる土木工事の経験を有する者であること。
ウ　監理技術者は監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
エ　施工責任者にあっては、会社が定める施工責任者資格認定教育を受講し、1級又は2級施工責任者の資格認定を受けた者であること。なお、施工責任者は、監理技術者と兼任できるものとする。
⑾　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。
⑿　1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。
⒀　⑿の「1に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・株式会社交建設計、メトロ開発株式会社
⒁　⑿の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア　当該受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社
イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社